

イギリス帝国およびコモンウェルス 研究上の諸問題

やま ぐち ひろ いら
山 口 博 一

はじめに

- I イギリス帝国・コモンウェルス史の時期区分
- II 帝国およびコモンウェルスの構成要素
- III イギリス帝国史の批判
- IV 帝国およびコモンウェルス研究の諸分野

むすび

はじめに

筆者は、インド研究のためロンドン大学の Institute of Commonwealth Studies に派遣されていた間に、インドのみならず一般に旧イギリス植民地の研究のためにはイギリス帝国 (British Empire, 以下で帝国と略記することがある) およびコモンウェルス (日本では通常英連邦の訳語をあてる) について全体的に理解する必要があることに気がついた。ここにのべるのはそのためのプランであり、その意味で、小論は筆者の帰国報告の一部をなすものである(注1)。

このような方向の研究は、たとえばイギリスでこそイギリス帝国史 (British Imperial History) あるいは英連邦研究 (Commonwealth Studies) として定着しているが、日本では、社会科学においても人文科学においてもイギリス自体の研究者は非常に多いにもかかわらず、イギリスとその植民地とをあわせて理解するところみがこれまで非常にすくなかった。そのような状態では、イギリス帝国ないしコモンウェルスについてなにか概括的なことをのべるのは時期尚早であろう。しかし、研究上の専門閉塞がすすんでいる状態を考えると、その構成部についてのケース・スタディの積みあげから帝国・コモンウェルスの全体像が自動的にうまれてくることは期待しがたいので、小稿のようなプランの提示も意味があると考える。

小稿は、IVを本論とし、Iではそのための前提として帝国・コモンウェルスの時期区分を試論的に行ない、II

もIVへのまえおきとして帝国・コモンウェルスの構成要素を概観する。IIIでは、行論全体への限定としてイギリスのイメージについて若干の検討を加える。IVでは、以上を前提として、経済、労働移民、法律、政治、軍事といった研究の諸領域をのべるが、筆者の関心にしたがって最後の2者に重点をおく。

用語について一言しておく必要がある。コモンウェルスは、はじめ British Commonwealth of Nations といひ、もともとイギリス帝国の一部であって、IIでのべるようにイギリスと白人自治領諸国のみをさした。したがって、ある時期まで帝国がつづきそれがコモンウェルスにとってかわられた、というものではないが、1947年のインドとパキスタンの独立を契機として帝国内部のコモンウェルスの比重が増大し、今日ではコモンウェルスに属さない帝国の部分は非常に縮小され、帝国の語も一般にはほとんど用いられなくなっている。したがって、歴史的な過程をふくむ広い概念としては帝国およびコモンウェルスと併記することが必要である。

(注1) 小稿は、51年5月から9月にかけて、アジア経済研究所内および所外の数回の研究会などでそれぞれその一部を発表している。ご批判、ご助言をくださった方々にお礼申しあげたい。

I イギリス帝国・コモンウェルス史の 時期区分

イギリス帝国・コモンウェルス史を研究するにあたって、どの時期を対象にえらぶかは大きな問題である。小稿は1815年、すなわちワーテルロー (Waterloo) の戦闘によってナポレオン戦争が終結した時から現在までの約160年間を対象とした。

これには歴史家の異論があるにちがいない。イギリスの植民地体系は、アイルランドを別にすれば、1701年から13年までのスペイン継承戦争にはじまる18世紀のフラ

ンスとの一連の戦争によって成立したものである。これらの戦争、とりわけアメリカ独立戦争は、西インドの砂糖植民地をめぐるものであった。1791年にフランス革命戦争がはじまると、はじめこれを英仏の西インド争奪のあらたな展開として理解した小ピットは大兵力をカリブ海に派遣したほどである(注1)。イギリス帝国史を19~20世紀に限定して理解しようとするなら、それはこのような歴史的経過をかえりみず、問題をわい小化することになるのではないか。また、通常アメリカ独立までのイギリス帝国を第1帝国(First Empire)、それ以後を第2帝国(Second Empire)とよんで時期を分ける仕方をも無視するものではないか。

このような異論は十分根拠をもつものである。この問題は、結局は、イギリス帝国・コモンウェルスの研究において歴史に重点をおくか、現状に重点をおくか、の問題となるものであろう。もとより、この両者は密接な関連をもつべきものである。しかし、筆者は、帝国とコモンウェルスの研究がそれ自体自己目的ではなく、それをもって、今日の世界におけるアジアその他の「第3世界」の方向と可能性を見定めるひとつの手がかりと考え、その意味で、帝国とコモンウェルスの研究が非常に大きな現代的意義をもつものと考えている。このような観点にたつならば、研究の対象時期をさしあたり19~20世紀に限定するべきであらう。もとより、物事がすべて1815年からあらたにはじまるわけではなく、18世紀以前からの継続を無視することができないのは当然である。

つぎの問題は時期区分の基準である。これには、イギリス史自体についての一定の時期区分を帝国全体に適用する場合、関税など国内経済政策の変化や自治領の形成、主要植民地の独立達成などを画期とする場合など、いくつかのものが考えられる。筆者は、試論的に、世界的にみた場合のイギリス帝国の軍事力の相対的な強弱を基準として前記の160年間を六つの時期に区分する方法を提示したいと考える。

その第1の時期はワーテルローからクリミア戦争(1853~56)までの約40年間である。この時期は、イギリスにおいて、そしてひとりイギリスのみにおいて産業革命が終了した時期であり、経済力と世界最強の海軍とを背景にしたいわゆるパーマーストン外交が展開し、イギリスの世界的地位はその絶頂にあった。ただし、帝国の版図が最大となるのはより後の時期である。この時期に、帝国の重心は、インド支配の確立によって大きく東方に移動している。

第2の時期はクリミア戦争にはじまる約30年間である。この戦争は、イギリスにとって、1815年から1914年の期間におけるヨーロッパ強国相手の唯一の戦争であるが、それはイギリスおよび帝国の軍事的弱体を一度に露呈することになり、それによってイギリスのヨーロッパ列強間の発言力と威信が低下した。パーマーストンはこの期間にも1865年の死にいたるまで首相としてイギリス外交の最高責任者であった。しかし、1863年のポーランド問題、63~64年のシュレスウィヒ・ホルスタイン問題の処理にみるように(注2)、ヨーロッパにおけるかれの影響力はクリミア戦争まえにくらべてはるかに小さいものとなっていた。同じくイギリスの地位の低下をしめすものに、1870年のフランスとプロシアの開戦が時の第1次グラッドストーン内閣にとって寝耳に水であった事実がある(注3)。イギリスはここでヨーロッパ列強の軍備強化に対応するための軍政改革に着手し、こうしてイギリスの帝国主義への転化が外部的に促進される。

第3の時期は、1880年代および90年代の約20年間で、この間にイギリスの帝国主義への転化がなされ、帝国全体の軍事化がすすんだ。いま、軍事面でこれらの主要な指標をあげるならば、80年代にかぎってみても、エジプト占領(82年)、首相のもとに植民地防衛委員会(Colonial Defence Committee)設置(85年)、第1回の植民地会議(Colonial Conference)召集と軍事問題の討議(87年)、フランスおよびロシアを対象とするイギリス海軍の「対2カ国基準 Two-Power Standard」の設定と海軍防衛法(Naval Defence Act)とによる拡張開始(88~89年)、ハーティントン報告(Hartington Commission Report)による軍政の大改革の提案(89年)などがある。列強との対立下に植民地獲得のテンポは早まり、帝国の規模は拡張し、世紀のかわり目にはボーア戦争(1899~1902)に突入する。

第4の時期はそのボーア戦争から第1次大戦までの10数年間で、この戦争を通じてふたたび軍事的弱体を露呈されたイギリスが、従来のフランスおよびロシアを仮想敵とする世界戦略からドイツを目標とするそれに転換をとげ、それに応じて帝国全体も戦争への準備にとりかかる。

第5は第1次大戦から第2次大戦にいたる時期、第6は第2次大戦以降の時期であり、これを通じてイギリスの世界的な比重が低下し、帝国・コモンウェルスの軍事的な一体性も弱まる。

小稿では1815年からの帝国・コモンウェルスをひとつ

のまとめりとして理解することをねらいとしており、時期区分もそのための手段のひとつである。その場合に軍事史的観点を基準として用いたのは、それによってすべてを一元的に説明するためでないことはいうまでもない。これは区分のためのひとつの提案であって、他の観点からなされるところみと交錯させて総合的な把握にいたることが必要である。ただし、一般的に政治史が経済史の問題を集約的にしめすものであるとするならば軍事史はさらに政治史の問題を集約して表現するものであって、この意味で軍事史の役割を重視する必要があると考える。

イギリス帝国は、19世紀なかばから相対的にその地位が低下し、そこへ第1次大戦において大きな被害をこうむった。にもかかわらずこの帝国が最大の版図をもつのは第1次大戦のあとのことである。各自治領の自治権要求や植民地の民族運動はこの時期に非常に力をえたものになった。

つぎに、帝国の構成部分の問題にうつろう。

(注1) Barnett, C., *Britain and Her Army 1509-1970*, Pelican Books, Harmondsworth and Ringwood, Penguin Books, 1974 (First published in 1970), p. 234.

(注2) Pemberton, W. B., *Lord Palmerston*, London, Batchworth Press, 1954, pp. 323-348.

(注3) Foot, M. R. D., "Gladstone, William Ewart," *Encyclopaedia Britannica*, Macropaedia Vol. 8, 1974, p. 179.

II 帝国およびコモンウェルスの構成要素

第1表にみるように、現在コモンウェルスにはイギリスのほかに35カ国が加盟している。イギリスをふくめたコモンウェルスの人口は約10億（インド、バングラ・デーシ2国で約7億）と推定され、世界総人口の4分の1にあたる。これらはいずれも独立国であり、帝国の本来の遺物というべきイギリスの直轄植民地は、ベリーズ(Belize、もと英領ホンジュラス)、バミューダ、ブルネイ、ジブラルタル、香港、セント・ヘレナその他にかざられてしまっている。人口の点からみれば、その中で香港の比重が圧倒的である。

これは、最近の、とくに1960年代以降の形態である。より歴史的にみるなら、イギリス帝国は、イギリス本国(連合王国)、自治領、インド、その他の植民地の四つの構成部分からなり立っていた。

自治領(Dominion)としてみとめられていたのは、第2次大戦までは、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア、ニューファンドランド、南アフリカ、アイルランドの6カ国である。これらの多くは、第1次大戦でのイギリスへの協力の実績を背景に講和会議にその代表を送り、講和条約に署名し、また国際連盟の加盟国となった。そのあるものは連盟から委任統治領をあたえられたが、南アフリカはその時の委任統治領ナミビア(南西アフリカ)を現在なお不法占領している。自治領の名称が採用されたのは1907年の植民地会議であったが、この会議は、次回からその名称を帝国会議(Imperial Conference)とあらため、それまでのイギリス植民地相にかわって同首相が議長をつとめることを決定した。植民地会議にせよ帝国会議にせよ、第1次大戦まではイギリスと自治領のみで構成されるものであった。1925年には、イギリス政府に自治領省が植民地省から分離して新設され、各自治領との関係を処理することになった。

1920年代には、カナダ、南アフリカ、アイルランドが中心となり、イギリスにたいする自治領の同権、平等の要求がつよまった。26年の帝国会議は、時のイギリス枢相バルフォアを長とする小委員会の提案にもとづいて、イギリスと前記の6自治領が、「イギリス帝国内部の自治的な諸共同社会で、平等な地位をもち、イギリス国王にたいする共同の忠誠によってむすばれてはいるが内政外交のどの分野でも、いかなる形でも1が他に従属していることはなく、ブリティッシュ・コモンウェルス・オブ・ネーションズのメンバーとして自由にむすびついている」という有名な定義を採択した(注1)。イギリス議会はこれにもとづいて31年にウエストミンスター法(Statute of Westminster)を制定し、同法を国内法として採択した自治領にたいしては、その要請と同意がなければイギリス議会はもはや立法権をもたないとした。

1947年までのコモンウェルスは、このようにイギリスと6自治領とにかざられていた。カナダ、南アフリカ、アイルランドは、あまり間をおかずウエストミンスター法を承認したが、オーストラリアとニュージーランドは40年代ようやくこれにならい、ニューファンドランドは承認の機会をもたぬまま第2次大戦後カナダに合体した。大戦後には、アイルランドと南アフリカとがコモンウェルスを脱退した。

つぎに、インドは、1947年のインドとパキスタンの分離独立にいたるまで、経済面、軍事面での、また帝国の威信にとってのその特別の重要性のため、イギリス植民

第1表 現在のコモンウェルス加盟国一覧

(単位: 万人)

| 国名 | 独立年 | 人口(年) | 国名 | 独立年 | 人口(年) |
|--|------------------------------|--------------|--|-----------------------------------|-------------|
| イギリス (United Kingdom) | | 5,551(1971) | ケニヤ (Kenya) | 1963(1964に共和国) | 1,094(1969) |
| ニュージーランド (New Zealand) | 1856(1907に自治領) | 304(1974) | ザンビア (Zambia) | 1964(共和国) | 406(1969) |
| カナダ (Canada) | 1867(1907に自治領) | 2,245(1974) | マルタ (Malta) | 1964(1974に共和国) | 31(1967) |
| オーストラリア (Australia) | 1901(1907に自治領) | 1,313(1973) | マラウイ (Malawi) | 1964(1966に共和国) | 404(1966) |
| インド (India) | 1947(1950に共和国) | 54,696(1971) | ガンビア (The Gambia) | 1965(1970に共和国) | 32(1963) |
| スリランカ (Sri Lanka, 1972までセイロンCeylon) | 1948(1972に共和国) | 1,275(1971) | シンガポール(Singapore) | 1965(共和国) | 207(1970) |
| ガーナ (Ghana) | 1957(1960に共和国) | 855(1970) | ガイアナ (Guyana) | 1966(1970に共和国) | 74(1971) |
| マレーシア (Malaysia, 1963までマラヤMalaya) | 1957(王制) | 1,044(1970) | ボツワナ (Botswana) | 1966(共和国) | 63(1971) |
| ナイジェリヤ (Nigeria) | 1960(1963に共和国) | 5,567(1963) | レソト (Lesotho) | 1966(王制) | 97(1966) |
| キプロス (Cyprus) | 1960(共和国, コモンウェルス加盟は1961) | 63(1973) | バルバドス (Barbados, 1958から62まで西インド連邦の一部) | 1966 | 25(1973) |
| シエラレオン (Sierra Leone) | 1961(1971に共和国) | 218(1963) | モーリシャス (Mauritius) | 1968 | 83(1972) |
| タンザニア (Tanzania, 1965までタンガニカ Tanganyika) | 1961(1962に共和国) | 1,223(1967) | スワジランド (Swaziland) | 1968(王制) | 37(1966) |
| ジャマイカ(Jamaica, 1958 から62まで西インド連邦 West Indies Federation) の一部) | 1962 | 186(1970) | ナウル (Nauru) | 1968(共和国) | 1(1972) |
| トリニダード・トバゴ (Trinidad and Tobago, 1958から62まで西インド 連邦の一部) | 1962(1976に共和国) | 93(1970) | フィジー (Fiji) | 1970 | 48(1966) |
| ウガンダ (Uganda) | 1962(1963に共和国) | 1,117(1974) | トンガ (Tonga) | 1970(王制) | 8(1966) |
| | | | 西サモア (Western Samoa) | 1970(王制) | 15(1971) |
| | | | バングラ・デーシ (Bangla Desh) | 1971(共和国, コ モンウェルス加 盟は1972) | 7,132(1973) |
| | | | バハマ (Bahamas) | 1973 | 17(1970) |
| | | | グレナダ (Grenada) | 1974 | 11(1973) |
| | | | パプア・ニューギニア (Papua New Guinea) | 1975 | 258(1972) |
| | | | セイシェル (Seychelles) | 1976(共和国) | 5(1971) |

(出所) 国名は Butler, D. and A. Sloman, *British Political Facts 1900-1975*, 4th ed., London and Basingstoke, Macmillan, 1975, p. 362 の表を一部修正。人口は Paxton, J. ed., *Statesman's Year-Book 1975-1976*, London and Basingstoke, Macmillan, 1975. による。

地のなかでそれ自体でひとつの独自のカテゴリーであった。1858年に東インド会社から王領に移管されるとインド省が設置され、1877年1月1日以降はヴィクトリア女王はじめ代々のイギリスの君主はインド女帝または皇帝と称した(注2)。

最後の構成部分をなしたのはインド以外の植民地、保護国、委任統治領などである。これらはほとんどがイギリス植民地省の管轄下にあったが、南ローデシア(現ローデシア)のみは自治領省のもとにおかれ、また名目上エジプトと共同統治したスーダンも外務省の所管であっ

た。植民地省が独立したのは1854年である。ローデシアは、自治領としてみとめられるまえに、植民地としての地位のまま1965年に一方的に独立を宣言し、コモンウェルスとの関係をたっている。

帝国が、イギリス本国、自治領、インド、その他の植民地の四つの部分からなるという構成が典型的にみられたのは、1922年のアイルランド独立から47年のインド、パキスタンの独立までの時期である。この構成に対応した自治領省、インド省、植民地省の3系統の官制もこの時期にでき上った。イギリスは、この間、自治領諸国の

権利をみとめると同時に、35年のインド統治法(Government of India Act)制定の過程でインドにたいする自治領の地位の承認を延期し(注3)、そうすることによって一方における6自治領、他方におけるインドおよびその他の植民地のあいだに一線をひいた。6自治領のうち五つが白人種の国で、もうひとつの南アフリカも、植民地中で特別あつかいをうける南ローデシアとともに、少数の白人のみに政治的権利をみとめていたから、イギリス帝国は非常につよく人種主義的性格をおびていたといえるであろう。なお、現在、人口に占める白人の比率は、南アフリカが6分の1、ローデシアが22分の1である。

1947年にインド、パキスタンが独立したのは自治領としてであったが、これは暫定的な措置で、まもなく、まづインドが50年にイギリスの王権、議会、裁判所とまったく関係をもたない憲法を制定し、国王が任命する総督にかわって大統領をもつ共和国となった。すでにアイルランドがこのような憲法を36年にもったことがあるが、同国は49年にコモンウェルスに脱退したので、コモンウェルスとしては、あらたに、ウェストミンスター法の原則をとらないインドをいかにその内部にとどめうるかの問題に直面することになった(注4)。いうならば、共和国インドのコモンウェルス残留が、60年代以降にアフリカ、西インドその他でイギリス植民地が大量に独立をえた時、それらを大統領制の共和国あるいは総督制の自治領としてコモンウェルスにつなぎとめる道をひらいたのである。現在アフリカのコモンウェルス国は12あるが、そのうち10までが共和国である。これにたいし、カリブ地域には六つのコモンウェルス国があるが、共和国は2カ国のみで、他の4カ国は自治領である。これらの新興諸国において、規模の大小はかならずしも共和国か自治領かを左右しない。たとえば、カリブ諸国の場合、人口最大のジャマイカはいまなお自治領であるのにたいし、これまで同じく自治領であった人口約半分のトリニダード・トバゴは76年に大統領をもつ共和国に移行した。

かつてコモンウェルスのなかでイギリスと対等の権利を有していたアイルランドと南アフリカが脱退したのは、それぞれに歴史的理ゆのあることである。この両国のほかに、かつての植民地、保護国、委任統治領などが独立を達成するに際しコモンウェルスへの参加を欲しなかった場合が非常に多い。すでに大戦間の時期にも、保護国エジプトと委任統治領イラクが独立し、すくなくとも名目上は帝国の外に去った。戦後は、ビルマ、スーダン、南イエメン(アデン)などの植民地、ソマリー

ランド、オーマン、クエート、マルダイブ、バーレン、カタル、アラブ首長国連邦などの保護国、ヨルダン(旧名トランスヨルダン)、パレスチナなどの委任統治領がコモンウェルスの外部での独立をえらび、ローデシアは一方向的に独立を宣言し、またパキスタンは独立とともに加盟したが後に脱退した。

このように、現在のコモンウェルスの範囲からは、とくに中東においてイギリスが有してきた勢力というものを知らないことはできないのである。事実、中東ではキプロスがコモンウェルスに参加しているのみであり、地中海を経由する伝統的なイギリスのインドへのルートでも、直轄植民地ジブラルタルのあとはマルタとキプロスのみがコモンウェルスにのこされている。現在のコモンウェルス諸国についても、それぞれの他の加盟諸国とのきずなのつよさを総合的に吟味してみなければならぬ。いずにしても、イギリス帝国研究においては、1にのべた時代的限定を考慮しながら、帝国を構成したすべての地域をこれにふくめる必要がある。

これらの諸地域のなかには、従来の日本の学問がイギリスとその帝国とを統一的に理解する努力をほとんどしてこなかったために、わが国ではあまり研究されていないものが少なくない。そのような地域の例として、カナダとカリブ諸国の二つの場合をとりあげて、帝国史の枠内でのそれぞれの問題点の二、三にふれよう。

自治領のなかで自治権の獲得の過程がもっとも早くはじまったのはカナダであって、1839年のダーラム報告(Durham Report)から67年の英領北アメリカ法(British North America Act, 現在にいたるまでのカナダ憲法)にいたる時期はコモンウェルスの誕生の時期といわれる(注5)。つぎに、カナダは大戦間の時期以来アメリカとの関係が密接で、時としてイギリスとアメリカの仲介役となっている。さらに、カナダではフランス系住民の比重がたかく、1971年のセンサスでは人口の30%近くを占め(注6)、このことが国民的統合の達成にとって大きな問題となっている。現に、昨76年11月には、フランス系住民が集中しているケベック州の州議会選挙で、ケベック州の分離を主張するケベック党(Parti Québécois)が多数を占めた。

ジャマイカその他のカリブ諸国はもともと砂糖の供給地として発展させられたもので、これと交換にイギリスが輸出したものがその栽培労働力としての西アフリカの奴隷であり、17~18世紀にはリヴァプールを起点とする一石三鳥の「大三角貿易」がイギリスに巨富をもたらし

た。砂糖は、現在でも、国連貿易開発会議 (UNCTAD) のコア10品目のなかで発展途上国の輸出額で上位にある商品だが(注7)、輸出国側は毎年値上げを要求し、その結果1974年にイギリスが一時深刻な砂糖不足になやんだことがある。カリブのコモンウェルス諸国が現在の世界の砂糖貿易に占める割合はあまり大きくはないが、それにしてもこれは歴史の復讐を感じさせることであった。19世紀の奴隷解放後に労働力を補充するため導入されたのはインドからの移民で、かれらは、とくにガイアナ、トリニダード・トバゴの両コモンウェルス国とスリナム (Surinam, 旧名オランダ領ギアナ) に多い。人種的、民族的な構成は一般に複雑で、人口わずか200万のジャマイカも「多くの人々からひとつの国民を」(Out of Many, One People)を標語とし、紙幣にも印刷している。軍事的なカリブ地域の価値は19世紀以来低下した。しかし18世紀にはこの地域全体がフランスとの争奪の対象となったので、ロドニー(George Rodney)やネルソン(Horatio Nelson)などの当時のイギリスの提督はこの地方の水路を熟知していたといわれる。

イギリス帝国あるいはコモンウェルスの研究である以上は、それにふくまれてきた地域を問題にする場合、どこであれそれを孤立的にとりあげるのではなく、できるだけそれを帝国内の諸関連のなかであつかうことが要求されるであろう。また、帝国以外の諸地域についても、必要に応じて帝国との関連を問題にするのは当然である。

(注1) A Study Group of Members of the Royal Institute of International Affairs, *The British Empire*, London, New York and Toronto, Oxford Univ. Press, 1937, p. 5.

(注2) インドが独立を達成した時のイギリス国王ジョージ6世の伝記のひとつは「最後の皇帝」と題されている (Townsend, P., *The Last Emperor*, London, Weidenfeld and Nicolson, 1975)。

(注3) 35年統治法制定をめぐるイギリス国内の対立については、拙稿「ポールドウィンとガンディー」(『サルボダヤ』17巻3号 1977年3月)を参照。

(注4) インドのコモンウェルス加入をめぐる諸問題へのジョージ6世の対応については Wheeler-Bennett, J. W., *King George VI*, London, Macmillan, 1958, pp. 713-716, 719-731を参照。

(注5) Mansergh, N., *The Commonwealth Experience*, London, Weidenfeld and Nicolson, 1969,

pp. 30-58.

(注6) Paxton, J. ed., *The Statesman's Year-Book*, 1975-1976, London and Basingstoke, Macmillan, 1975, p. 240.

(注7) 通産省編『通商白書総論』(1976年版)大蔵省印刷局 1976年 157ページ。

III イギリス帝国史の一批判

明治以降の日本の思想史のなかには、はやくも明治10年代の自由民権運動の時期から、イギリス帝国あるいはイギリス帝国主義への批判があらわれていた。幸徳秋水がその記念すべき『帝国主義』をあらわしたのはボーア戦争さなかの1901年である。15年戦争の時期になると、イギリス批判に託した形で日本自身への批判をのべた人々がすくなくなかったことは特記すべきことである。

しかし、近代日本においては、イギリスを崇拜しこれを模範とみる心的志向の方がはるかにつよい。そして、そのことが、国家機構の点でのプロシア=ドイツ志向とのあいだに一種の奇妙なズレをつくり出しているかにみえる。ここで、近代の日本におけるイギリス像、あるいは英学、英文学のあり方を論ずることはできない。けれども、第1次大戦の直後の1919年に、世界一周旅行中の徳富芦花が仏英連絡船からイギリスの陸地がみえてきた時にいだいたつぎのような感想は、近代日本のイギリスへの傾倒をおそらく典型的にしめすものではないだろうか。「私共は流石に波立つ心で近づく陸を眺める。これが英吉利か。世界の家族会議で首座に坐わる長兄の国はこれか。私が11歳から其国語を学びはじめて40年になる其英吉利がこれか。其所領に日の入らぬこれが英吉利か。」(注1)

本節では、もっぱら資本主義発達史あるいは議会制民主主義発達史からする場合とはことなつたイギリス像に到達するため、ごく簡単ながら、イギリスとその帝国が歴史的に、いかにその外部における古い支配体制に依存してきたかをみてみたい。

まず、2度の大戦で苦闘した当の敵手であるドイツの軍事的強国化は、イギリスとは無関係であつたらうか。この問題を歴史的にみるためには、Iにのべた時代的限定をこえて、18世紀はじめのスペイン継承戦争にまでさかのぼる必要がある。イギリスのヨーロッパ遠征軍をひきいたのはイギリス陸軍史上第一の名将といわれるモールバラ (Duke of Marlborough) であつたが、かれの軍隊の大きな部分はドイツ諸国からの傭兵であつた。傭兵

制度自体は当時一般的であったが、ドイツからの大量雇用は、君主と議会とが丁度17世紀なかばのイギリスにおけると同じように軍隊にたいする支配権をめぐる対抗していたドイツ諸国において君主に有利に作用したといわれる(注2)。

スペイン継承戦争ののちに、プロシアは徴兵制をしいて陸軍の育成につとめた。18世紀なかばの7年戦争で、イギリスは、フランスとの対抗上プロシアと同盟してこれに資金援助をおこない、主戦場のヨーロッパをプロシアにゆだね、みずからはカナダその他での植民地戦争に専念した。このパターンはフランス革命・ナポレオン戦争でもある程度あらわれた。このように、19世紀なかば近くまでの100年以上ものあいだ、プロシアの武力はイギリスの世界戦略のなかに位置づけられていたのである。プロシア軍国主義の発展はイギリスの支援をぬきにしては十分理解できない。この武力は前出の1863～64年のシュレスウィヒ・ホルスタイン問題の前後にイギリスから独立し、やがてこれと衝突するが、ある程度までそれはイギリスみずからのまいた種なのである。

イギリスがみずからの外部の古い体制に依存した例はドイツだけではない。今世紀はじめの日露戦争で帝政ロシアが敗北し、革命による内部瓦解の可能性がみえてくると、仮想敵をフランスとロシアからドイツに切りかえつつあったイギリスはこれにつよい懸念をいだく。ロシア敗北の翌年、イギリス陸軍参謀本部は、ロシアをドイツにたいする重しとして再建させる必要があると政府に具申している(注3)、その場合の関心はもっぱら帝政ロシアのもつ武力にあった。すでに共和国フランスが19世紀末からツァーリズムにたいする有力な国際的支柱となっていたが、イギリスがこれに加ったのである。

「帝国主義の時代」の列強対立のなかでイギリスが専制主義的権力の武力にもっとも依存した例はロシア以上に日本であろう。イギリスは、アジアにおいて依存すべき力として日本と清国のいずれをえらぶかについての解答を日清戦争の結果ひき出したと思われるが、北清事変(1900年)をへて日英同盟の締結にいたる過程で、ロシアに対抗し、同時にアジアの民族運動をおさえるための力として、日本の武力への依存をつとめた。1885年から1902年にいたる時期の大部分のあいだイギリスの政権を担当したのは保守党のソールズベリーである。1902年の第1次日英同盟は、かれの首相在任の終りに締結されたもので(注4)、世界的規模での最初の軍事同盟であり、ポーランド戦争によってあきらかにされたイギリスの軍事的弱

体と国際的孤立とを日本への依存によってカバーしたものである。その結果、イギリスは、1915年の21カ条要求にはじまる日本の中国本土進出を事実上黙認することになった。また、イギリスは第1次大戦後に日本のシベリア出兵を要請している。イギリスが日本の軍事力に依存せざるをえなかったかぎりにおいて、戦前の日本帝国主義を育成したものは同国であったといえるのである。日本がプロシア＝ドイツ的な方向の近代化をめざしたにもかかわらず、3国同盟にいたるまでドイツとの軍事的協同はほとんどなかった。芦花のイギリスへの憧憬は文化的なものであったが、それはいわば片思いであって、イギリスの日本への期待はすくなくとも今世紀のはじめの40年間においては軍事の一語につきるのはなかっただろうか。それはドイツの場合と同様にやがてイギリスみずからに反作用した。

主に歴史的な事例をのべたが、現在のイギリスについてはどうであろうか。ここでも、残念ながら、イギリスがカナダなどの白人コモンウェルス諸国と協力して、軍事同盟や武器輸出を通じコモンウェルス内外の多くの発展途上国における専制の維持と軍事化に貢献しているという事実がある。たしかに、武器輸出にしても、イギリスの輸出額は米ソ両国のそれにははるかに及ばない。1973/74年のそれは米ソおよびフランスにつぐ世界第4位の15億ドルであった(注5)。しかし、その輸出先は多岐にわたっており、また、最近イランが世界一の武器輸入国となるにつれてアメリカ、イギリスとも同国市場を重視し、この点でイギリスはアメリカの役割を補完しつつある。イギリスにとってイランは中央条約機構(CENTO)の同盟国である。イギリスのイラン重視の好例はその最新の主力戦車チーフテン(chieftain)が大量にイランに、そしていまのところイランのみに輸出されていることである(注6)。また、ペルシャ湾をはさんでイランと向きあうオマーンはコモンウェルス国でもなくイギリスと軍事同盟をむすんでもいないが、最近までイギリスの一部隊がイラン軍とともに同国において鎮圧活動をおこなっていたのは公然の秘密である。

1968年以来イギリスはスエズ以東からの軍事的撤退となえており、あるイギリスの軍事史家はイギリスがそれによって16世紀後半のエリザベス朝の時代にもどったとしている(注7)、これは事態を単純化しすぎた見方であって、かつて世界中で「警察行動」(Imperial Policing)(注8)をおこなった帝国の名残りはまだ明瞭にみとめられる。

(注1) 徳富健次郎, 愛『日本から日本へ』(芦花全集第14巻) 芦花全集刊行会 1930年 5 ページ。

(注2) Barnett, *op. cit.*, p. 142.

(注3) Howard, M., *The Continental Commitment* (Pelican Books), Harmondsworth and Ringwood, Penguin Books, 1974 (First published, 1972), p. 33.

(注4) この同盟締結を提案したのはランズダウン外相で、ソールズベリー自身は一般に軍事同盟に消極的だった。Taylor, R., *Lord Salisbury*, London, Penguin Books, 1975, p. 181.

(注5) Ruehl, L., "International Arms Sales Take Off," *Europa*, Vol. 3, No. 7 (April 1976); *Times*, 6 April, 1976.

(注6) International Institute for Strategic Studies, *The Military Balance 1975-1976*, London, 1975. による。

(注7) Barnett, *op. cit.*, p. 493.

(注8) この語は帝国史における一般的用語であったと思われ、この語を表題とした書物も刊行された。たとえば、Gwynn, C. W., *Imperial Policing*, London, Macmillan, 1934.

IV 帝国およびコモンウェルス研究の諸分野

これまでのべてきたことを前提として、イギリス帝国とコモンウェルスの研究に、経済、労働移民、法律、政治、軍事の五つの主要な研究分野があることを論じたい。ここでは、筆者の関心にしたがって政治と軍事に重点をおいてのべるが、帝国やコモンウェルスについてその全体像を構成しようとするならば、以上すべての諸分野をそれぞれ個々に孤立的にとりあげるのではなく、相互に関連あるものとして扱うことが必要である。その意味で、本節は共同研究のためのひとつの提案である。

なお、日本における研究史については稿をあらためて論ずる予定であるが、これまでのところ、それはほとんど経済の領域にかぎられている。

第1. 経済。

ここでは、貿易や資本輸出入などから、歴史的に帝国の各部分の帝国全体の経済における位置を確定しなければならない。なお、このような点についてはすでに吉岡昭彦氏による研究プランがあり(注1)、参照する必要がある。

現在のコモンウェルス内の経済関係は以前よりもはる

かにゆるくなっている。多くのコモンウェルス国の貿易の対イギリス依存度は決して高いものではない。イギリスの貿易におけるコモンウェルス諸国の比重も、73年に輸入17%、輸出17%、74年に輸入14%、輸出16%と、同様に高くない(注2)。けれども、いくつかのコモンウェルス国、たとえばニュージーランドでは、輸出入ともにイギリスが第1の相手国である。そこで、イギリスが73年からEECに加盟して32年のオックワ帝国経済会議以来の帝国の経済的結束強化の方向を転換したことがコモンウェルス諸国にあたる影響をみななければならない。現にニュージーランドはその影響をもっともつよくけるといわれ、75年におこなわれたイギリスのEEC加盟条件の再交渉で同国のイギリス向けバター輸出がひとつの問題とされた。

また、イギリスとの経済関係の大小を別としても、アジア、アフリカ、西インドなどの多くの新興コモンウェルス諸国が、植民地統治の遺産である貧困とモノカルチュア的経済をいかに克服するかは、今日の「第3世界」の問題の大きな部分をなしている。

第2. 労働移民。

帝国あるいはコモンウェルス内部の、あるいはこれとその外部とにまたがるこれまでの大規模な人口移動としては、(1)アフリカからの奴隷貿易、(2)イギリス、アイルランド、ヨーロッパ大陸からアメリカ、白人自治領諸国、南アフリカ、ローデシアなどへの移民、(3)アイルランドやヨーロッパ大陸からイギリスへの移民、(4)インド亜大陸からセイロン、ビルマ、マラヤ、モーリシャス、南アフリカ、東アフリカ、フィジー、カリブ海沿岸への移民、および(5)インド亜大陸と西インドからイギリスへの移民、をあげることができる。

このうち(1)は主として本稿の時代限定以前、とくに18世紀のものであるが、しかし、その結果、今日のカリブ海諸国の多くでアフリカ系住民は人口の大半を占めている。(4)のインドからの移民は、大部分がイギリス統治下になされたもので、たとえば、インドからの労働者の第1船が南アフリカのダーバンに入港したのは1860年であり、フィジーへの移民の開始は1879年であった。すでにのべたようにカリブ諸国への移住も19世紀以来のことである。多くの場合、インド人労働者の移住は、移住先における奴隷制度の廃止とその結果としてのプランテーション労働力の欠乏に密接に関連している。したがってインド人移民の移動は、19世紀以降における帝国内部の一次産品の生産とあわせて理解する必要がある(注3)。な

お、周知のようにガンディーの非暴力不服従運動は最初は南アフリカのインド移民のあいだの運動としておこなわれたのである。

(5)は主として第2次大戦後のものだが、71年のイギリス移民法(Immigration Act)による規則のために大規模な移動は終了している。イギリスの71年センサスによれば、外国出生者が298万人(人口の5.5%)おり、そのうち白人自治領出生者は少数で、他のコモンウェルス、アイルランド、その他に出生地がほぼ大別されるが(注4)、ここにいう他のコモンウェルスとは主にインド亜大陸およびカリブ諸国を意味する。イギリスでの出生者をふくめて、新興コモンウェルス諸国ならびに現在コモンウェルスを脱退しているパキスタン出身の住民は、1966年の102万人(人口の1.9%)から74年の174万人(3.2%)にふえたと推定されている(注5)。かれらの居住は地域的に集中している。たとえばロンドン近郊のサウスール(Southall)では、約7万人の人口のうち2~3万人はインド人で、しかもその大部分がパンジャブからのシーク教徒であり、このため「サトレジ河[パンジャブ]の支流がサウスールをながれている」などといわれる(注6)。この(5)のグループは現在イギリスの労働力の職業的構成の底辺部で大きな位置を占めている。ただし、その一部は専門的職業その他にも進出しており、たとえばイギリスの医師の4分の1が外国人といわれるが(注7)、その大部はインド亜大陸出身と思われる。

第3、法律。

この分野には大別して二つの問題があるように思われる。ひとつは、イギリスから帝国の各部分へのコモン・ロー(Common Law)の移植、それにもとづく帝国およびコモンウェルス内部の法体系の共通性、イギリスおよび白人自治領と新興コモンウェルス諸国との差、裁判所の役割などである。これらは一般的、基礎的な問題であって、帝国ないしコモンウェルスの各部分において係争が処理される仕方、枠組に関するものである。なお、帝国の一部ではコモン・ロー以外の法体系が支配していたことに注意する必要がある。すなわち、イギリスのなかでもスコットランドは独自の法をもっているし、カナダのケベック州とモーリシャスではフランス法が、セイロン、南アフリカ、ローデシアではローマン=ダッチ法がそれぞれ支配している。

もうひとつはコモンウェルスの法的側面ともういうべきもので、その内部における国際関係処理の枠組に関するものである。IIでのべたウエストミンスター法をめぐる

問題はその典型例であろうし、コモンウェルスの発展にもなっておこったイギリスの国王の称号の変更の問題もある。

ここでは、もうひとつの例を戦争にたいするコモンウェルス各部分の対応の問題にもとめてみよう。大戦間の時期にアイルランドや南アフリカでは、イギリスが交戦状態に入っても自治領には中立を維持する権利があるという主張がおこり、そこから、王権は分割されるものかどうかの議論が生じた(注8)。第2次大戦になると、この両国も他の自治領につづいて参戦したので、帝国の一部分が交戦しても他の部分が中立をたもちるかどうかは結局解決をみていない。第2次大戦でアイルランドだけは中立を守ったが、同国はすでに36年の憲法でイギリス王権との関係をたち切っていたので、同国が中立をたもっても王権が分割されたことにはならなかったといえよう。

第4、政治。

ここには多くの重要な問題がある。各地の民族運動にたいするイギリスの対処の仕方、いわゆる権力移譲の具体的なプロセス、植民地時代の統治機構の独立後における継承ないし変更、社会主義的思想のイギリスからの移植など、その数例にすぎない。

また、イギリス帝国史の理解には、代々のイギリスの君主、首相その他の代表的政治家、代表的陸海軍人の伝記が非常に重要である。かれらの生涯には帝国およびその特定の諸部分の問題が密接におこまれているからである。

以下では、さらに別の問題として、イギリスがはたして平和的にその植民地を統治しえたかどうかについて考えたい。

イギリスによる統治の成功例としてまずあげられるのはインドであり、ヨーロッパに匹敵する広さの地域に統一をあたえ、産業交通を発達させ、あたらしい法体系、司法制度、教育を導入し、わずかの軍隊によって長期の平和を維持したということがいわれる。しかし、イギリスはインドに平和をあたえたのであろうか。

イギリス政府が議会に提出していた年次報告のひとつに『インドにおける衛生的措置についての報告』(*Report on Sanitary Measures in India*)というものがある。これは、第1章で「ヨーロッパ人の軍隊」つまりインドに駐屯するイギリス本国軍(British Army)の衛生問題を、第2章で「現地人の軍隊」すなわちイギリス将校が指揮するインド軍(Indian Army)のそれを扱い、第3章

以下でようやく一般住民を問題にしている。イギリス統治下で一般住民の死亡率が非常に高かったことを考え合わせるなら、イギリス当局が軍事にいかにか重大関心をはらっていたかがよみとれるのである。本国軍の駐屯費などの負担のため、軍事費の比重も非常に大きなものであった。住民数の大きさを考えるなら、軍隊の規模は大きくなかったといえるかもしれない。しかし、必要に応じていかに敏速に本国から増援軍を派遣するかはイギリス全戦略のひとつのポイントであった(注9)。これらは侵略への対抗のためであるというかもしれない。しかし、両大戦におけるインドからの大量動員はインドの防衛とは無関係になされた場合が多く、たとえば第2次大戦では、インド軍最精鋭の第4師団はインド自体の危機をよそにアフリカで独伊軍との戦闘に投入されていた(注10)。1947年にイギリスが200年をこえるその支配を終結してインドから撤退することを決意したときに決め手となったものは、結局はインド人の軍隊をほぼ統制することができず、また本国軍を大量に駐屯させつづける余力もないという認識であった(注11)。

第5. 軍事。

この領域の意義についてはすでにある程度ふれてきたが、本節にのべる五つの研究領域では移民とともにこれまで日本でほとんどとりあげられていない分野であろう。

この領域は制度論、戦争史、軍事技術史、戦略論などに分けることができるが、ここでは帝国の軍事史を制度面から簡単にスケッチしてみよう。

ワートルローからボア戦争までの80年以上のあいだ、イギリスにとってはクリミア戦争以外にヨーロッパの戦争はなく、この意味で平和がつついた。しかし、この間にもイギリスが地球上のどこかで征服戦争を行なわなかった年はほとんど1年もなかった(注12)。これには海軍もひんぱんに参加した。かつてヴィクトリア女王はラ・パス〔ボリビヤ〕を軍艦で砲撃せよと命じたといわれる(ボリビヤに海はない)(注13)。しかし主役は陸軍で、1連隊は2大隊制でそのどちらか一方の大隊はつねに海外にあったから、陸軍全体としても在外兵力は約半数であった。通例大隊よりも大きな単位の編成はなく、その意味で小規模な植民地戦用の軍隊であって、ドイツ、フランスなどのヨーロッパの陸軍国が普墮戦争(1866年)や普仏戦争(1870年)で近代戦の経験をへたのにたいしボア戦争(99~02年)ではじめてその洗礼をうけ、それを通じて第1次大戦にそなえることになった。

上にのべた陸軍とは本国軍のことであるが、このほかにインド軍がおかれていて、イギリス陸軍はこの2本だけの構成であった。帝国の内部では、カナダなどの自治領はそれぞれわずかな軍備をもつのみであり、インド以外の植民地では、一般に間接統治に多く依存していた上に、南アフリカがアフリカ人の武装につよく反対したため(注14)、植民地軍の養成はあまりみられなかった。このため、帝国内で軍備をもつのは事実上イギリスとインドのみであった。両大戦では自治領諸国も兵を送ったが、有名な1942年10月の第2次エル・アラメイン戦闘での帝国軍の編成は本国軍3個師団、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、インド各1個師団で(注15)、エジプトでの戦いであるにもかかわらず南アフリカ以外はアフリカ人の軍隊をかいているのが注目される。

インドはこのようにイギリス植民地のなかでも軍事的にとくに重要な価値をもっていた。かつてのインド軍は、インドとパキスタンの分割と同時に両国間に分割された。今日のこれら両国の軍隊は軍事面でのイギリス帝国の最大の遺産であろう。

戦争史と軍事技術史についてはここではふれないが、戦略論についてはむすびの項で一言ふれる。

(注1) 吉岡昭彦「イギリス帝国史研究の現状と方法」(『社会科学の方法』7巻8号 1974年8月)。

(注2) Paxton, *op. cit.*, pp. 116-119.

(注3) イギリス統治下のインドからの労働移民に関するイギリスの政治学者ティンカーの著作は、イギリス人による帝国史の学問的な批判といえるかもしれない。Tinker, H., *A New System of Slavery*, London, New York and Bombay, Oxford Univ. Press, 1974. および *Separate and Unequal*, London, C. Hurst & Co., 1976.

(注4) Butler, D. and A. Sloman, *British Political Facts 1900-1975*, 4th ed., London and Basingstoke, Macmillan, 1975, p. 266.

(注5) *Times*, 27 May, 1976.

(注6) *Times*, 9 June, 1976.

(注7) *Times*, 10 June, 1976.

(注8) A Study Group, *op. cit.*, pp. 232-236.

(注9) Dilke, C. W. and S. Wilkinson, *Imperial Defence*, London and New York, Macmillan, 1892, pp. 169-189.

(注10) Barnett, *op. cit.*, p. 436.

(注11) たとえば1947年3月5日のクリップスの下

院演説をみよ。Philips, C. H., ed., *The Evolution of India and Pakistan 1858 to 1947*, London, Oxford Univ. Press, 1962, pp. 393-397.

(注12) たとえば Farwell, B., *Queen Victoria's Little Wars*, London, Penguin Books, 1973. を参照。

(注13) Kennedy, J., *The Business of War* (Edited by B. Fergusson), London, Hutchinson, 1957, xi.

(注14) A Study Group, *op. cit.*, pp. 79, 265.

(注15) Barnett, *op. cit.*, p. 451.

む す び

小稿は、イギリス帝国およびコモンウェルスを研究するにあたっての時代的限定の問題、地域的範囲の問題、批判的視角の問題、および研究の諸領域の問題について、筆者のプランを提唱したものである。もとより、このような研究は個々人のよくなしうところではない。この提唱がなんらかの形の共同の計画として実をむすびうるならまことに幸いである。

筆者自身は、当面つぎの二つを課題とする予定である。その第1は、IVの政治の項にのべたイギリスの君主、政治家、軍人の伝記の研究であり、とくにパーマーストンからチャーチルにいたる約10人の主要政治家たちのそのなかの帝国とコモンウェルスの変化をあとづけることである(注1)。

その第2は、IVの軍事の項にあげた帝国およびコモンウェルス戦略の研究であり、とくに1880年代から今日までの、すなわちIにのべた区分による第3期以後におけるその発展のなかの帝国およびコモンウェルスの各部分の比重や役割の変化をさぐることである(注2)。

(注1) このうちでボールドウィンについては、そのインドとの関係を中心に簡単な検討をおこなった(前掲拙稿)。

(注2) この点ではひとつの期間についてスケッチをおこなった。拙稿「第1次大戦以前の時期におけるイギリス戦略史の概観」(板垣與一ほか編『原覺天教授古稀記念論文集』勁草書房 1977年)。

(調査研究部主任調査研究員)

大内 穂 編

インド憲法の制定と応用

研究参考資料 253/B 5判/282ページ/1900円

政憲問題は今日のインド政治の争点である。本書は、特に統治機構と人権保障という2大問題を重点とする。

山口 博 一 編

現代インド政治史試論

研究参考資料 239/B 5判/164ページ/1100円

独立後インド政治の通史的概観を示す論文と、西ベンガル州政治史、政治腐敗史に関する論考を収録。

山口 博 一 編

インドの経済政策と諸階層

研究参考資料 240/B 5判/272ページ/1800円

インド資本主義論をめぐって、初期経済計画論、賃労働者、農業労働者、農業政策に関する論考を収録。